

東京都駐車対策協議会における東ト協意見発表（要旨）

テーマ： 「社会と調和した荷捌き駐車の実現に向けて」

発表者： 一般社団法人東京都トラック協会 副会長 松本 有司
（駐車問題対策検討小委員会 委員長）

東ト協の概要

○会員数： 3, 467社（平成27年8月末現在）

※うち、30 両未満の小規模事業者が8割を占める

○協会活動内容

当協会は、会員事業者の事業の発展はもとより、都民・利用者へのサービス向上対策、交通安全対策、環境対策等「社会との共生」を図り、トラック輸送産業が発展していくため、教育研修や人材確保などをはじめとした諸事業を活発に展開しています。

また、災害時の緊急輸送対応や、国から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関としての指定を受け、輸送の安全を阻害する行為の防止、その他、東京都トラック交通遺児等助成財団を通じて社会福祉活動も推進しております。

貨物運送業界が抱える問題

標記のとおり、我々貨物運送業界が抱える問題からその解決に向けて、本日お集まりの関係団体、各社の皆様へのお願いについて、お話しをさせていただきます。

私どもトラックは都民に対して食糧飲料薬品などのライフライン、経済活動に必要な物のほか、生活の利便向上に貢献している宅配品などを運んでおります。

特に、宅配貨物ではネット取引の普及などから取扱個数は年々増加傾向にあり、今では国民一人当たり年間でおよそ28個の宅配便を利用している状況です。

もはや商業貨物・宅配貨物自動車は、電気・ガス・水道と同様に日常の経済活動・生活に欠かすことのできないインフラの一部を担っていると言え、皆様の生活を支える重要な役割を果たしております。

本来貨物の配送は車上受け渡しの基本ですが、昨今の配送の形態が変化（軒先まで運ぶ）していること、また、大都市圏、とりわけ東京都内に於いては土地が狭いなどにより荷捌き場所が不足する問題を抱えており、結果、荷捌き駐車スペースの確保が困難になり、路上駐車の問題が発生しています。

業界としても様々な努力をしておりますが、結果的に解決に至っていないのが実情です。

大手運送会社ではドライバーの2名乗車にて、違反とならないよう対応している場合もありますが、（冒頭申し上げましたとおり）大多数を占める中小トラック事業者では人件費の負担は難しく、喫緊の課題となっています。

円グラフ

当協会が実施した駐車実態アンケート調査では、全会員事業者のうち、約半数の 1,655 社から回答があり、その半数の 825 社が放置駐車違反となる状況があり、対応に苦慮していると回答しています。

確実に物をお届けするためには、今以上の荷捌きスペースを確保する必要があると思慮致します。

駐車問題に係る業界としての対応

- 東京都トラック協会として区市町村等の地域との協働の取組みを推進
 - 吉祥寺・渋谷・中野など、再開発等の検討会への参加
- また東京商工会議所との意見交換を継続実施
 - ・東商のご協力により、複数地域の地元商店会、商業関係者等との意見交換を継続
 - ・車上渡しや荷捌き場所の確保、商店街共配等について意見交換を継続

大手・中小事業者のそれぞれの対応

- 大手運送事業者における取組み事例としては
 - ・「東京都における地区物流効率化認定制度」認定取得
 - (※東京都が主催する地区物流の効率化を支援する制度(平成20年に運用開始))
 - ・集配車輛の荷捌き駐車場として、大手駐車場運営会社との契約を拡大しています
 - ・共同集配・共同運行を実施しています
- 一方で中小事業者による個別対応としては
 - ・コインパーキングの積極的利用
 - ・荷主への協力要請(車上渡し、納品補助、駐車場所の確保など)
 - しかしながら、荷主の協力が得られるケースは稀である状況です

トラック業界が目指す荷捌きの実現へ

社会との共生を踏まえ、我々トラック業界が目指していることは、

①集配需要に対して荷捌き場所が必要数確保される仕組み作り(路外・路内)

②トラック輸送が社会の一部として認知されること

→アベノミクスが提唱する地域経済活性化の重要な役割を担っていること

→路上駐車を排除するスタンスから、トラックをどの様に活用するかを検討

→例えば、地下駐車場の高さや駐車枠の大きさを貨物車でも利用可能とするインフラ整備

③円滑な道路交通環境の実現

→交通渋滞の緩和、事故防止、燃料消費の抑制により環境保全に貢献することに繋がります

→その為に、我々は共同集配等効率化による量的コントロールや、路外施設の利用促進等、道路交通に配慮した対策を、引き続き推進して参ります

その実現に向けて道路交通関係各社の皆様をお願いしたいこと

①まちづくり、社会経済活動の仕組みを人の流れだけでなく、物流も同じように設計配慮して頂きたい。

→人間の移動とは異なり、物は自らの意思で移動は出来ません。物はドライバーが運んでいるということが世間からは見えにくく、これが問題の解決を難しくしていると思います。

②荷捌き専用スペース・共同荷捌き施設の設置

③歩道の一部に切れ込みを入れた荷捌きベイの設置、時間帯別の道路利用

(タイムシェアリング) →例えば物流に配慮した、トラックの運行ルート、搬出入ピーク時間を回避した交通規制、バス・タクシーゾーンの時間別利用等の施策を検討いただきたい。

④(数年後には東京オリンピックが開催されますが、)大型開発、大規模施設・移動道路の建設等が見込まれますが、荷捌きスペースを設けるなど物流に配慮した設計をお願いすると同時に、計画に於いてトラック協会にも打合せへの参加の機会を、併せてお願い申し上げます

最後に

例えば、大柄な人には画一的な椅子とは別に、特別な椅子が必要であるように、トラックも駐車場や荷捌き場所においてその様なことが言えます。是非とも我々トラックの居場所を作っていただきたい。

円滑な道路交通環境、即ち「人の流れ・物の流れ」を実現するためには、社会の仕組み作り、インフラ整備が不可欠であり、その実現には私ども業界単独では困難であります。

関係各社の皆様におかれましては、社会と共生した物流の仕組みづくりに、何卒、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上